

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和 30 年大磯町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯駅前洋館活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

旧吉田茂邸利活用 検討委員会	旧吉田茂邸再建後の利活用に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12 人以内
-------------------	---	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年大磯町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表大磯駅前洋館活用事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

旧吉田茂邸利活用検討委員会委員	日額 6,500 円	同上
-----------------	------------	----

平成 24 年 12 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄